

内部質保証に関する方針

2019（令和元）年6月27日
部局長会（承認）

本学は、内部質保証を推進するため、次のとおり方針を定める。

1 基本的な考え方

内部質保証とは、自らの活動を点検・評価し、自主的・自律的な改善活動に取り組み、教育研究等が適切な水準にあることを自らの責任において証明する恒常的・継続的プロセスである。

本学は、「組織としての自己点検・評価」及び「教員個人の諸活動に対する自己点検」の2つの制度で内部質保証を実現する。

社会的責任を果たすため、自己点検・評価の結果を本学Web上において公表する。

2 内部質保証の推進に責任を負う組織

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、「全学大学評価会議（以下「評価会議」という。）」とする。

3 組織としての自己点検・評価

(1) 評価会議は、大学評価に関する規程（以下「規程」という。）に基づき「組織の自己点検・評価」を実施し、評価結果（長所・特色、課題事項）を各組織にフィードバックし、各組織の改善活動を支援する。

また、当該組織のみでは改善に取り組むことが難しい課題については、「全学的課題」と位置づけ学長に上申し、部局長会の責任において改善活動に取り組む。

(2) 評価会議の下に「大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を置く。評価委員会は、各組織の自己点検・評価の結果を客観的に評価し、評価結果（案）＜長所・特色や課題事項＞を作成し、評価会議に上程する。

(3) 学内全ての組織(学部・研究科等を含む)は、自主的な改善・改革を継続し教育研究等の水準を維持・向上させるため、自己点検・評価を行う。

(4) 各学部及び大学院各研究科等並びに短期大学部は、上記（3）の目的を達成するため、それぞれ「自己点検・評価委員会」を置く。

4 教員個人の諸活動に対する自己点検

各教員は、自己の活動を点検し、教育研究その他諸活動の維持、改善及び向上を図り、本学の教育研究活動を活性化し、本学の教育研究の質を保証する。

また、各学部等は、ガイドラインを定め、教員活動自己点検の結果を、諸活動の活性化や改善につなげるための資料として活用する。

以上